

# 改革・開放下の中国内陸部農村に おける土地利用と土地制度

中 川 秀 一

- I. 農村土地制度をめぐる研究課題
  - (1) 1978 年以降の農村土地制度の変遷
  - (2) 農村土地制度をめぐる諸問題
  - (3) 農村土地制度の地域性
- II. 大都市近郊農村における土地利用と管理制度
  - (1) 中国農村における土地利用と耕地減少
  - (2) 調査対象地域の概況
  - (3) 土地利用と土地制度——后倉村を事例として——
    - a. 土地利用の概観
    - b. 口 糧 田
    - c. 承 包 地——経済田及び経済地
    - d. 菜 園
    - e. そ の 他
  - (4) ま と め ——近郊農村における土地利用変化と転用——

## I. 農村土地制度をめぐる研究課題

生産責任制の実施によって、中国農村は大きな変化を遂げた。改革・開放以来の農村における住民所得の飛躍的拡大はその変化を端的に表している。農業生産においては、農家生産責任制によって非集団化（個人農化）が図ら

れ、農民の生産意欲が刺激されたことにより、1970年代後半から1980年代半ばにかけて、食糧生産は拡大を続けた。また、郷鎮企業による各種の工業部門、サービス部門などの経済活動が農村部においても盛んに営まれるようになり、農家は兼業経営化し、農民の離農が急激に進展した。

その一方で、宅地や工場用地への転用による耕地の減少や1980年代半ば以降の食糧生産停滞の問題——いわゆる「徘徊」問題——、その後の生産安定化の中での政府負担の増大、農民の生産意欲の低下と農業保護政策の実施、さらには農村社会の不安定性など、改革・開放以降の中国農村に新たな問題状況が表れている。こうした農業・農村をめぐる問題に対するひとつの論点は、生産責任制をめぐる集団と個別農家との関係であり、土地利用と土地管理をめぐる議論であるといえよう。そこで、まず、1978年以降の中国農村における土地制度改革の変遷を概観し、近年の関連研究を簡単に整理したい。

### (1) 1978年以降の農村土地制度の変遷

農家生産責任制の導入は、50年代の高級農業生産組合の管理下、60年代の「三自一放」政策下に試みられたことがあり、さらに文革破綻以降に自然発生的に出現したものを国家が追認していくという経緯を持っている<sup>1)</sup>。そして、今日の中国農村における経済体制への中共中央の方針転換が明確に打ち出されたのが、1978年の中共11期中央委員会第3回総会、いわゆる三中全会のことであり、翌1979年の「農業の発展を早める若干の問題の決定」で具体的な方向性が示された。特に労働管理・分配制度の改革は、人民公社の解体、農民の生産意欲の向上に関わる大きな変革であった。当初は「定額」管理による農作業の請負制が全国の過半数の生産隊で実施されていたが、中共中央の農村政策の転換もあり、労働の成果が収入に反映されやすく、農家が請負の主体となる「包産到戸」（個別生産請負制）、「包乾到戸」（個

別経営請負制)の「双包制」と呼ばれる農家生産責任制が次第に全国に普及していった。そして、1990年には土地請負農家数及び農家に請け負われている耕地面積はそれぞれ国家全体の98%に達した<sup>2)</sup>。中でも、農家が請負耕地において完全な経営権を持つ「家庭聯産承包制」といわれる「包乾到戸」が急速に普及し、1983年時点で、すでに全国の農業生産責任制を採る生産隊の98.8%で実施されていた<sup>3)</sup>。

また、1979年には、中共中央第1号文書「当面の農村問題の若干の問題」が出され、人民公社の解体と集団経済を代表する経済組織の設立の方向性が打ち出された。郷(鎮)及び村民委員会レベルの集団の経済組織がこれを担うこととなり、農家生産責任制との二層構造の統一(双層経営、統合結合)が強調された。1994年末の時点では、地域経済組織は全国に約220万あり、その内、約150万が村民委員会以下のレベルで組織されており、経済組織の地域単位としては、比較的小さな地域単位が重要であることを示している<sup>4)</sup>。

このことは耕地の配分の地域単位が村民委員会または村民小組であり、人民公社解体後の農業生産における共同経済組織として機能することが期待されていることと深く関わっている。つまり、耕地の分配によって農家経営は零細化するとともに分散化しているため、これを地域毎に統合することが地域経済組織に求められているのである。しかし、両者の統合は必ずしも円滑には進展してこなかった。その結果、各地の農村で両田制(双田制)と呼ばれる土地管理方式が発生した<sup>5)</sup>。

両田制において、耕地は、自給用食糧生産のために分配される口糧田と責任田に大別される。前者は、主に農民の生活保障的な役割を付与され、農家の家族員数にしたがって配分される。請負農家は農業税を納めることが義務づけられる。後者については、人民公社時代の「大田」に相当するものとされ、国家に売り渡す食糧作物の栽培と供出が義務づけられるほか、集団留保金の任務を負っており、農家労働力数が配分の基準とされる。ただし、口糧

田同様、人口割にされている場合や入札方式による場合も少なくなく、実際の配分方法は多様である。1990年の調査によれば、両田制が実施されている耕地は耕地全体の38%以上であり、農村全般で行われているわけではない<sup>6)</sup>。また、家畜飼料用に耕作される「飼料田」を含む「三田制」が採られたり、「機動田」と呼ばれる人口増減に対応した余剰耕地を配置する場合も、一般的に両田制としている。したがって、今日では、村民委員会あるいは村民小組毎に、各地で多様な土地管理方式が試みられている状態にあるとみられる。以下、本稿では、こうした各地で多様な土地管理方式を土地制度と称することとし、中央の施策として行われているものを農村土地制度と表記して、基本的に区別して用いることとしたい。

## (2) 農村土地制度をめぐる諸問題

ところで、改革・開放政策のもとでの新たな諸施策の実施とともに、農業・農村に関しても様々な問題が表れ、農村土地制度と関連づけた指摘がなされた。その嚆矢は、1980年代半ば以降の農業生産の停滞であり、1990年代に入って農業生産が回復するまで、様々な方面から議論がなされた。

中兼<sup>7)</sup>はこれを大きく4つの要因の複合的影響によるものとした。以下、簡単に要約すれば、① 生産請負制の導入による経営規模の縮小、化学肥料や農薬といった農業投入の質的低下や農業投資の減退などの技術的要因。② 価格政策の失敗や買い付け政策の変更などの政策的要因。③ 産業部門間の生産力格差による労働力移動と土地転用の進展などのマクロ的要因、つまり、農業の基幹労働力が他の産業部門へ移動する一方、農家は耕地を手放さないで「三ちゃん」農業化——粗放化——し、土地利用においても工場用地や宅地への耕地の転用が進んだ問題である。そして、④ 生産責任制導入以降の農村土地制度の不明確さ、農業生産のための公共財提供主体の不明確さが農業生産基盤の弱体化を招いており、請負権の性質の不明確さが農家の土

地投資を阻害しているといった制度的要因である。

中兼の指摘する4つの要因のほとんどが、新たな農村土地制度と家庭を単位とする農業経営との間に齟齬を来している状況から生じたものであった。そして政策的課題として、農村土地制度改革によって生み出された零細分散錯圃の解消が目指され、「糧食專業戸」創出<sup>8)</sup>や「適正規模経営」への誘導<sup>9)</sup>など、経営耕地の一定の集積によって解消しようとする動きに研究者の関心も集まった。座間<sup>10)</sup>によれば、農業生産をめぐる諸問題は1988年の憲法改正による土地利用権の公式的承認とともに解決の方向にあるという。この間の農村における農家生産責任制をめぐる諸政策が耕作請負から土地利用権の設定へと漸進的に進んだことによって、現行の家庭聯産承包制を重視しつつ、その基礎の上に立った適正規模経営が行われ得るような集団と個別経営との結合関係が確定される道が開かれたとするためである。

中国国内の研究でも、農業経営の基礎単位として農家に確立された位置づけが与えられるようになり、家庭聯産承包制に対応した農村土地制度に関する議論が盛んに行われるようになってきている<sup>11)</sup>。そのひとつは史的分析の上で、現在の農村土地制度の位置づけを図ろうとするものであり、例えば、朱有志・向国成<sup>12)</sup>は、中国の土地制度の変遷を土地生産力と人口との矛盾関係によって起きる土地財産権をめぐる闘争であるとし、現行の家庭聯産承包制と土地私有制における「定額租借経営」との類似を指摘する。また、王西玉<sup>13)</sup>は、1978年の三中全会以降の農村土地制度の変遷を整理し、各地で試行されている土地制度の諸矛盾を指摘しつつ、総体として市場経済への適応途上にあるとしている。

さらに、王西玉<sup>14)</sup>は、農村土地制度と市場経済体制との関連について論考を進め、家庭を生産単位とする家庭聯産承包制による農村発展の方向はすでに変わらないとし、制度的安定のために、経営規模縮小とコスト増による収益率の低下、労働力移動と土地流動の非対応などの問題の克服が必要であることを指摘している。そして、そのために、市場経済に適応した土地に開

する諸権利の確立と法整備の必要性を強調する一方、社会的公平性のためには、国家及び集団の責任・権限ならびに行動範囲の明確化が求められるとする。一方、むしろ土地所有権と使用权をそれぞれ国家と農民個人に属するものとみなす複合所有制によって市場経済に適合した土地市場の成熟を図ることができるとする錢忠好<sup>15)</sup>のように、農村土地制度上の集団の役割を重視しない立場もある。陝西省宝鶏市委調査組<sup>16)</sup>は、村民委員会あるいは集体レベルでどのような問題が具体的に生じているのかをその解決の方法とともに例示しており、興味深い。

こうした最近の議論は、農地利用権を集積する方向ではなく、むしろ個別農家の請負原則のもとでの集団的な対応の位置づけに関わっているように思われる。例えば、地域農業支援サービス（「社会化服务体系」）に対する関心の高まりは<sup>17)</sup>、そうした集団の新たな位置づけを探る動向の表れでもあるといえるであろう。

### (3) 農村土地制度の地域性

先にみた1990年の調査<sup>18)</sup>が示唆するように、農村土地制度の運用の地域的差異は、商品経済化あるいは経済発展状況に規定され、特に両田制の実施状況及び配分方法の面に表れていると考えられる。両田制は、郷鎮企業が発展し、兼業機会に恵まれている都市近郊で多くみられるといわれているからである。1990年の調査では、東部沿岸省では地域内の耕地面積の半数以上で両田制が実施されているのに対し、西部では20%強に過ぎない。また、責任田の配分方法についても西部において競争入札制度が用いられる傾向が強いが、必ずしも大きな割合ではない（第1表）。農村土地制度の問題を考える場合には、こうした地域性に対する一定の配慮が必要であろう。

例えば、大島<sup>19)</sup>は、個別化した土地経営の再編を①人民公社とは異なる新たな集団組織による再集団化と②個別農家への土地集積によるものの

第1表 「両田制」施行状況

(単位：上段一万 ha, 下段-%)

	両田制の 耕地面積	責任田の 面積	人口割	労働力割	競争入札
東 部	1,570	810.4	495.8	222	92.6
中 部	1,580.6	1193.1	670	473.6	49.5
西 部	518.5	427	387	32	8
全 国	3,668.5	2,430.5	1,552.8	727.6	150.1
	総耕地に占める割合		責任田の配分方法の内訳		
	両 田 制	うち責任田	人 口 割	労 働 力	競 争 入 札
東 部	50.4	33.6	61.18	27.39	11.43
中 部	38.1	23.1	56.16	39.69	4.15
西 部	22.2	18.2	90.63	7.49	1.87
全 国	38.2	25.3	63.89	29.94	6.18

資料：後注2) 農水省農村協同組合研究課題班, 1991。

注：1990年はじめの、チベットを除く29省・自治区・直轄市5389村を対象とする調査の集計値をもとに筆者が整理して作成。

二つのパターンに分け、さらに、そのプロセスの相違によって、後者を「転包」など農家相互間の関係によるものと上からの相対的大規模専業戸の創出によるものとに分類し、②の後者の事例として、郷鎮企業が先進的な発展をみせる地域において、村民小組の責任田の配分方法の変化によって大規模経営が成立した事例を紹介している。すなわち、対象事例では、均等配分では国家買い付け任務の遂行にさえ支障を来すほどの小規模零細経営となることから一部農家への重点配分を行った結果として、大規模経営が成立しているのである。そしてこうした大規模経営の専業戸の所得を支えているのは、補助金であり、その源泉は郷鎮企業収入であった。つまり、いわゆる「以工補農」が村民小組の単位で文字通り成立した例といえるであろう。

一方、わが国では、大島のいう①の事例にあたる中国國務院農村発展中心の全国農村改革試験区のひとつに指定されている北京市順義県における集団化による規模経営の事例が多く紹介されてきた<sup>20)</sup>。そこでは農民から耕地の経営権を回収する際の問題点が挙げられた。また、②については、田島<sup>21)</sup>

が、北京市順義県の事例を踏まえつつ、山西省雁北地区大同県の規模経営の事例を採り上げている。ここでは、既存農家の経営耕地集積による規模経営の展開条件は、限界地という特殊性による経営の不安定性のために整っておらず、選別された農家がフロンティアの拡大を担うことによって規模経営が実現されてきたことが明らかにされた。朱・伊藤<sup>22)</sup>は、純農村地域と比べると都市近郊農村において経営の多様化がより著しいとし、経営耕作面積100aを境として専-兼業の両極分解が起きているほか、企業経営的性格の強い、機械耕作請負農家が登場していることを示した。

このように、規模経営成立をひとつの課題設定とした日中間の共同研究は多くの事例調査の実績を残してきた。しかし、今日、問題となっているような農村土地制度に関しては必ずしも十分な注意が払われてこなかったといえ、そのメカニズムを明らかにする実証的研究が表れてきたのは、ごく最近のことである。

張<sup>23)</sup>は、全国に先駆けて「包乾到戸」が実施されてきた安徽省における1970年代末～1980年のはじめにかけて行われた農地配分の事例について、省内における実施時期の地域的差異、全国の実施状況などを考慮しながら、分配にあたっての平等性確保のための耕地評価原則などを詳細に明らかにした。また、生産責任制実施の初期段階では、耕地の労働力割が都市近郊部で進展したことを述べている。より最近の事例では、大島<sup>24)</sup>や菅沼<sup>25)</sup>がある。大島は、先に採り上げた事例地域において郷鎮企業経営への兼業がさらに深化した段階では、責任田における農業生産が機会費用的にも労働力的にも成立しなくなり、請負農家の利用権が返上されて遠隔地からの転入農家への耕作委託が構造化されつつあること、一方、口糧田の耕作は食糧確保のために継続していることを明らかにした。また、菅沼は湖南省、山東省（ともに1992年）、安徽省、河南省（ともに1993年）で行われた包括的な共同調査資料をもとに、農村土地制度と農業生産構造の分析を行っている。ただし、ここでは一部、入札制を行っている山東省を除いて、すべて人口割で農地が配

分されているという共通性と、口糧田は湖南省と山東省のみで設けられているといった差異が認められたが、地域的条件との関係は検討されていない。また、農地利用権の調整については、人口変動や1人あたり耕地面積との関係から検証され、零細化・分散化が農業生産に及ぼす影響が考察されている。

以上のように、現代中国農村の実態研究は、農業生産の経営規模を中心として進められてきた。そしてその重要な鍵のひとつが農村土地制度であり、様々な議論の中で触れられている。また、改革・開放政策のもとで農村は都市との関係のあり方によって多様化してきているが、そのような農村の変化が農村土地制度と結びついて展開してきていることを従来の研究は示している。

以下では、農村土地制度、あるいは農村土地調整の実態について、大都市近郊農村の事例を採り上げ、より具体的な地域的条件との関係から明らかにしていくことを目的とし、1995年の大都市近郊農村における土地利用の実態調査によって得られた資料をもとに分析を行う。

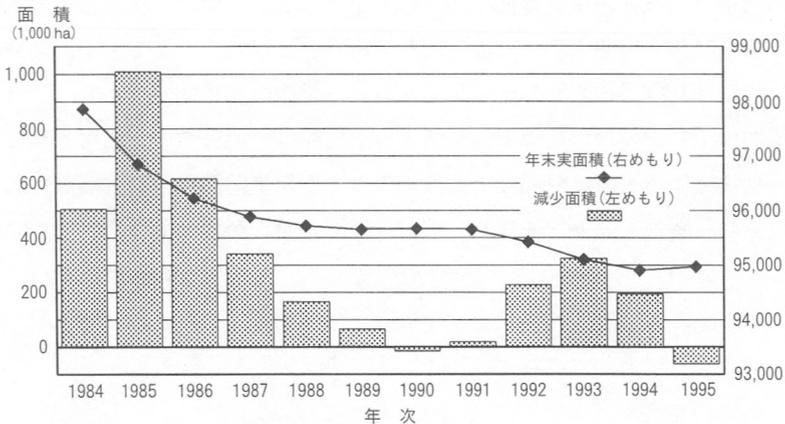
大都市近郊農村の事例は従来から採り上げられ、労働力、土地への投入などの農業経営との関係から土地問題が分析されてきた。しかし、中国農業についてしばしば述べられるのは生産性の高い耕地の潰廃問題であり、こうした耕地は平野部の都市近郊で他産業との土地利用の競合の中で転用されている。ここでは農業のみの視点でなく、このような諸関係の中で大都市近郊の農村土地制度がどのように機能しているのかを明らかにしていく。

## II. 大都市近郊農村における 土地利用と管理制度

### (1) 中国農村における土地利用と耕地減少

まず、中国全土の総耕地面積の推移について概観してみよう。1980年代半ばまで耕地は加速度的に減少し、近年は比較的減速したとはいえ、現在も減少傾向は続いている(第1図)。耕地の転用先は、主に国家占用または工場や宅地であり、1984～1995年にかけて、約300万haの耕地が減少している。

こうした耕地減少には、1985年と1993年をピークとする山があり、1986～1990年及び1993年以降は耕地減少が抑制されている期間とみなすことができる。その背景には、中央政府の土地政策の影響をみることができるであろう。例えば前者については、1986年の土地管理法、1987年の耕地占用税暫



第1図 中国全土の耕地面積の推移

資料：中国農業年鑑

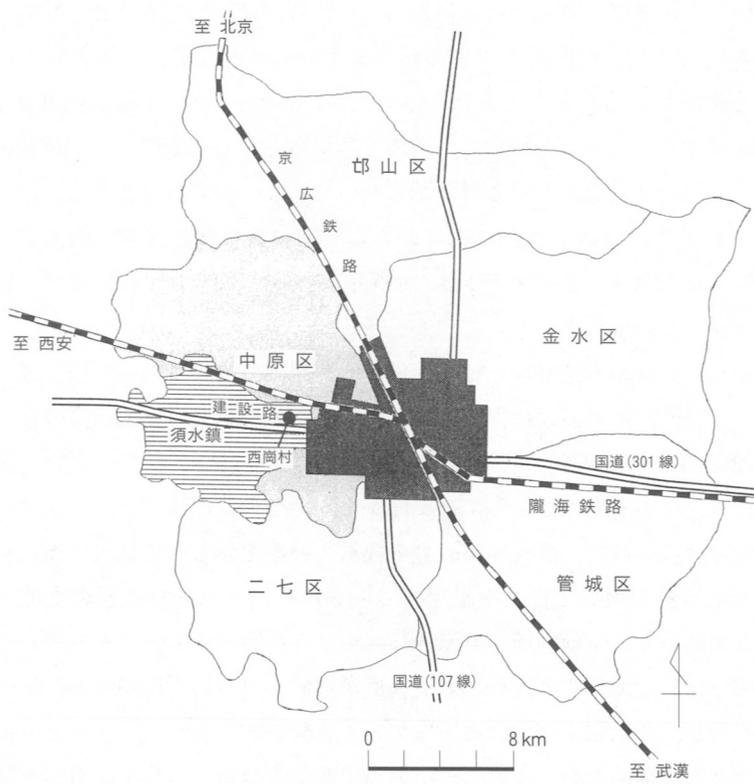
行条例などが挙げられる。特に耕地占用暫行条例は、転用された土地の利用者（単位・個人）に対し、占用税の納税義務を負わせており、実効性をともなった施策であったと考えられる。ただし、1990年からは再び耕地の減少が進んでおり、こうした税負担が耕地と非耕地との土地生産力格差の拡大のため、一時的な効果しか持ち得なかったのではないかと推測される。他方、後者のピークについては、1993年からの一連の農業保護政策が関係しているものと思われる。調査を行った1995年時点は、こうした耕地減少に歯止めのかかった時期であった。

しかし、一連の政策動向と経済関係から、耕地減少の動向の要因を推測できるとはいえ、所有制に象徴されるような中国独自の農村土地制度のもとの土地転用プロセスについては、これまでに明らかにされていない。例えば、農村土地の所有主体としては集団があり、土地管理法では、農業生産基盤の管理は各級政府、農村経済組織の経営・管理主体としては村民委員会といった地域的組織毎の役割を措定しているが<sup>26)</sup>、これらは農村の土地とどのように関わり、土地転用プロセスにどのように関与するのであろうか。

本節では、沿海部より遅れて経済発展が進展しつつある内陸部の大都市近郊に位置し、土地転用圧力の高まっている農村を事例として、まず土地利用変化を詳細に検討した。そして、土地利用変化と関連して、村民小組を単位とする農村地域組織の自律的な土地利用調整機能について論じることとし、関連する組織の役割については、その都度、必要に応じて論及することとしたい。

## (2) 調査対象地域の概況

調査対象地域は、河南省鄭州市中原区須水鎮西崗村第7村民小組后倉村（以下后倉村）である。中原区は鄭州市中心部の鄭州駅西方にあり、西流湖を境に東部の都市域と西部の農村部に分かれている。しかし、近年は北西部の



第2図 調査対象地域の位置

石佛郷における経済開発区の建設に象徴されるように、西部農村部での工業開発も盛んである。須水鎮は西部農村部の南部に位置し、北は石佛郷、西は滎陽市に接しており、東は市街地に隣接する郷鎮である。西崗村は須水鎮に属する21行政村の一つであり、西流湖の沿岸、市街地からの主要幹線道路である建設路沿いに位置している(第2図)。また、西崗村には6自然村、13村民小組が属しており、后倉村の場合は自然村と村民小組(以下小組)の範囲が一致している。后倉村の戸数は130戸、人口数622人、耕地面積は約

500 亩である。

須水鎮では1979年に人民公社が解体された。生産隊であった后倉村も一村  
村民小組となった。1982年には后倉村で生産請負制が導入され、口糧田を  
人口割で各戸に配分し、1985年からは経済田の入札配分が始まった<sup>27)</sup>。す  
なわち生産請負制導入後、かなり早くから生産請負制は両田制と結びつけら  
れており、さらに両田制では入札制が採り入れられていた。

河南省は一般に京広鉄道を境に東部の平原地区と西部の丘陵山区とに大き  
く二分され、鄭州市周辺は後者に属するが、より詳しくみると、山麓平原と  
緩やかな丘陵からなる西北部に位置する。鄭州市では黄河沿岸の金水区で例  
外的に水稻栽培が多くみられるが、ほかでは冬小麦—玉米（とうもろこし）の  
二毛作が行われており、畑作が卓越している。また、周辺の市属市・県部と  
比較すると市区周辺部の耕地で灌漑地化の進展が顕著である（第2表）。ま  
た、市属市・県部では、綿花、煙草といった工芸作物に代表される経済主産  
品の栽培が盛んであるのに対し、市区では都市の日用食料品需要に対応した  
野菜栽培への指向性が顕著である。すなわち、鄭州市市区では、食料作物と  
しての小麦栽培を主に、比較的整備された生産設備のもとで都市部生鮮市場  
指向の農業が行われている。調査対象地域の位置する中原区は、こうした市  
部の平均的特徴を備えた地域であるといえるであろう（第3表）。

第2表 鄭州市の耕地面積とその構成

	総面積 (亩)	水田 (%)	畑地 (%)	うち灌漑地 (%)
中原区	16.16	3.09	96.91	92.98
二七区	10.81	0	100	43.94
管城区	11.98	0.5	99.5	72.06
金水区	12.53	80.53	19.47	87.7
上街区	0.74	0	100	98.65
邙山区	11.71	21.26	78.74	93.6
市区計	63.93	20.55	79.45	77.57
市県部	406.92	2.24	97.76	49.64

資料：1991年河南統計年鑑より。

第3表 鄭州市における農業総生産額とその作物別内訳

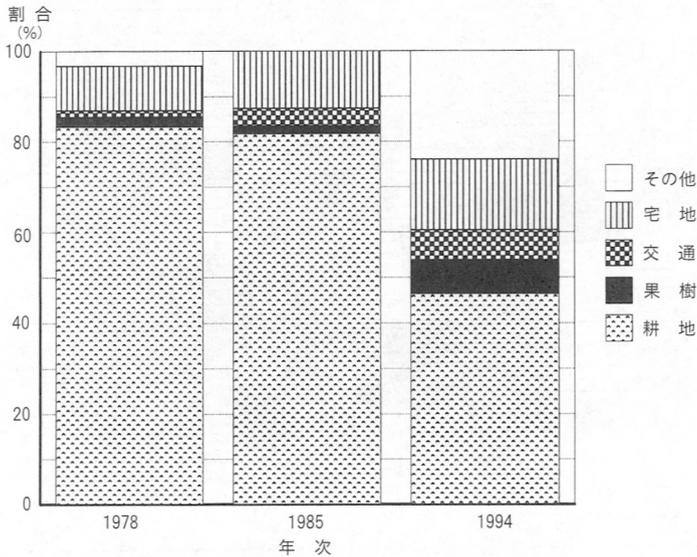
	総生産額 (万元)	内 訳 (%)				
		食 糧	主経済作物	蔬菜/瓜	茶/桑/果物	その他
中原区	6,689	43.88	11.11	35.69	9.33	0
二七区	3,952	32.13	2.35	60.51	5.01	0.05
管城区	4,439	57.94	11.44	24.15	6.47	0
金水区	6,718	73.67	4.57	13.23	3.75	4.78
上街区	791	10.37	0	72.82	16.81	0
邙山区	7,262	38.28	9.13	50.94	1.65	0
市区計	29,851	48.87	7.75	36.90	5.41	1.09
市県部	119,329	59.34	18.60	15.34	5.37	1.40

資料：1991年河南統計年鑑より。

注：総生産額は1991年価格計算。

小麦の播種・収穫，それに農薬散布など大部分の農作業は機械化されており，西崗村の場合，一部の個人有の小型機械を除き，機械化作業の多くは村民小組が所有するもの，あるいは後述のように個人企業が所有するものによって行われている。1995年の后倉村における土地生産力は約1700元/亩であり，鄭州市の農業生産目標1000元/亩を大幅に上回っており，土地生産性の高い農業生産が行われているといえよう。

一方，后倉村内には4つの工業企業があり，いずれも個人企業である。家具を中心に幼児用乗物を製造するものと都市部企業の鍛圧・鋳造加工部門を請け負うものがそれぞれ2企業ずつあり，総雇用者数は約140人となっている。西崗村村民委員会幹部への聞き取りによると，これらの企業は1986年から1991年にかけて，順次操業を開始している。住宅の建築，2階建てへの建て替えなど目に見える農民の生活水準の向上が始まったのもこの時期であり，現在では住宅の約9割が2階建てに建て替えられている。因みに，西崗村内でのテレビの普及率はすでに100%に達しており，その内の約60%はカラーテレビである。また，洗濯機の普及率は約80%，冷蔵庫が30～40%，自動車は5%，50台あり，若者世帯がこれから欲しいと思っている家電製品はステレオやクーラーである。こうした住宅環境の整備や家電製品等



第3図 西崗村の土地利用変化

資料：村民委員会資料

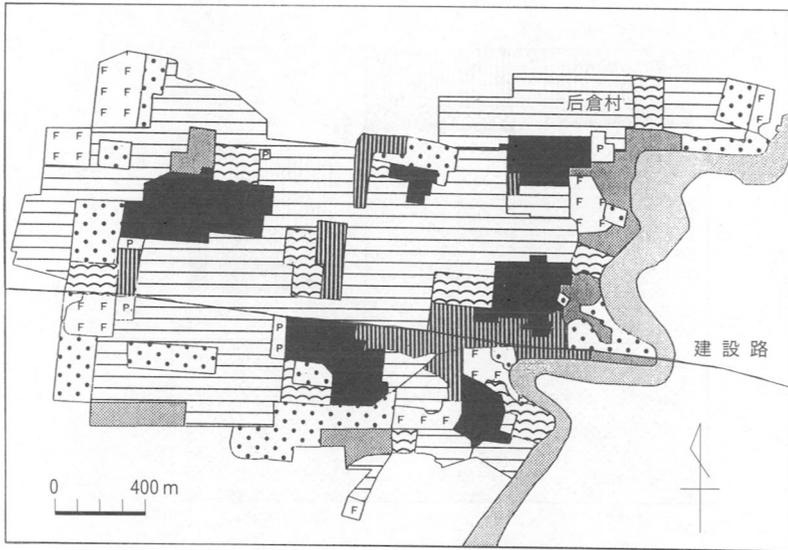
の耐久消費財の普及は、工場の操業などの兼業機会の増大による所得水準の上昇によってもたらされたものと考えられる。

西崗村内では、工場用地や宅地への耕地転用も進んでおり、1994年までに耕地が大幅に減少する結果をもたらしている（第3図）。そこで次に、1995年の現地調査から、特に后倉村について、村民小組単位での土地利用の状況と1990年からの変化について概観し、さらに現在の主な土地制度区分毎にみていくこととしたい。

### (3) 土地利用と土地制度 ——后倉村を事例として——

#### a. 土地利用の概観

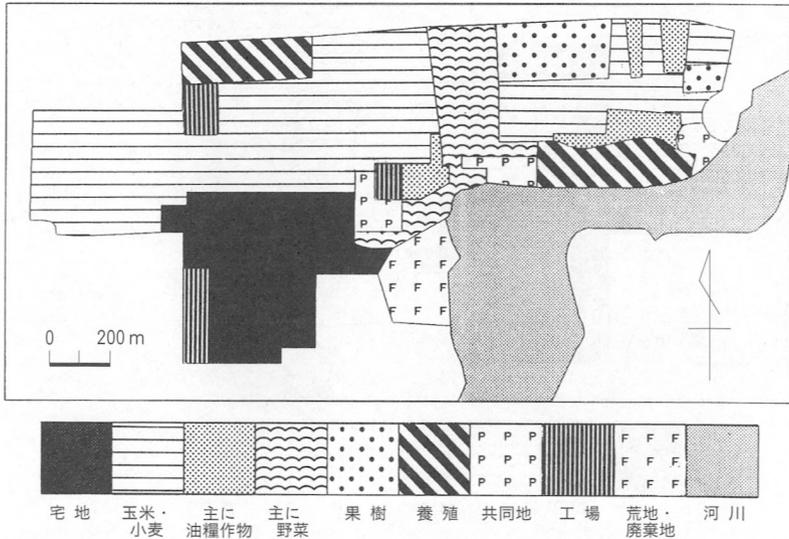
1990年の須水鎮土地条件図によって、1990年時点での西崗村の土地利用



第4図 1990年における西崗村の土地利用状況

資料：「1990年須水鎮土地利用条件図」により作成。

状況を概観したのが第4図である。西崗村の中央部には、鄭州市中心部につながる建設路があり、村内を南北に分けているが、その東側の道路沿いに工場用地が広がっている。また、小規模な工場用地も各宅地（居住地）に隣接して分布している。同様に野菜が栽培されている「菜園」も居住地に隣接しており、以前の自留地であることをうかがわせる。耕地は概ね灌漑されているが、西流湖沿いに非灌漑地がみられる。非灌漑地や煉瓦の採土場に果樹の栽培される「果園」地が接続している様子も看取される。西崗村の北東端に位置する后倉村においても、「菜園」の位置を除いて、ほぼ同様の傾向を読みとることができるであろう。



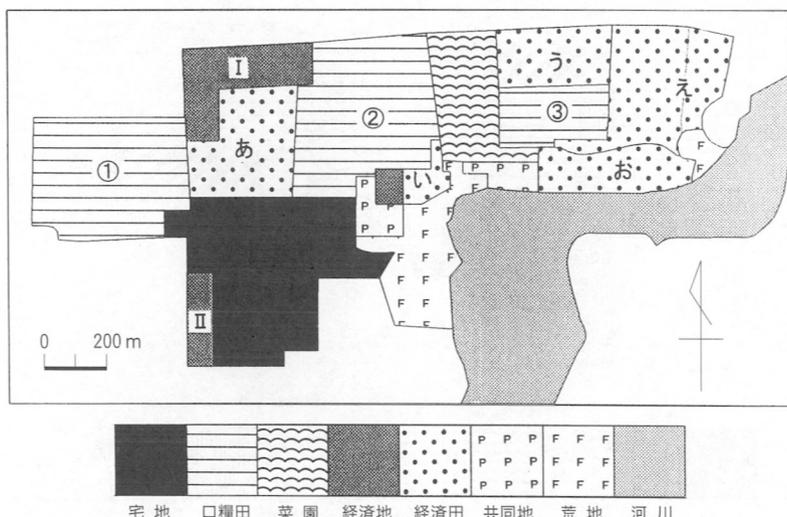
第5図 1995年における后倉村の土地利用状況

資料：現地調査により作成。

1995年の后倉村の土地利用を示したのが第5図である。西崗村全体の土地利用を示した第4図とは範囲と凡例の一部が異なるが、耕地から宅地、工場、養殖池への転用、果園地の変化、廃棄地の耕地化などの土地利用変化を把握することができるであろう。そこで、以下においては、后倉村を事例として、土地制度区分毎にこれらの土地利用変化の過程を述べ、土地制度を通じた村民小組単位での土地利用調整機能について考えたい（後掲第6図及び第4表参照）。

#### b. 口糧田

口糧田は、基本的に居民地に隣接し、冬小麦—玉米（とうもろこし）が作付けされている。調査を行った夏期には玉米が作付けされていたが、ごく一部には、玉米が植えられている条の間にゴマなど背の低い別の作物が「間作」



第6図 1995年における后倉村の土地制度区分

資料：現地調査により作成。

される「立体種植」と呼ばれる作付け方法が採られている。また、口糧田はすべて灌漑されている。

須水鎮では、1982年の生産請負制開始以降、従来、生産隊（現在の村民小組）単位で行われていた井戸の掘削が個別農民によって行われるようになり、さらに1989年から始まる「黄淮海農村総合開発計画」に基づき、建設費の10%を国家負担とするようになって、農民による水利建設が加速した。その結果、現在では須水鎮の耕地の約90%以上が灌漑されており、7～10日間（やや標高の高い南西部末端までは15日間）で鎮全体が灌漑できる状況となっている。現在の水利管理は鎮が総括して行っており、使用料として揚水機の電力料1回、5～6元/亩を徴収している。その徴収は村民委員会毎に行われており、農民は村民委員会を通じて使用量を支払うのみである。

さらに農作業については、播種から収穫に至るまで、旧人民公社耕起隊の農機オペレーターであったR氏（65歳）が経営する個人企業が請け負って

る。R氏は生産請負制導入以降、他村の農作業の請負、さらに土木建築業へと事業を拡大してきている（第5表）。現在では、ブルドーザー、播種、收穫機など5台の農業機械を所有し、9人の労働者を雇う企業を経営している。

彼は1972年に生産隊（現在の后倉村）の所有する農業機械の運転手兼保守管理者に選ばれた。農業機械は1979年の人民公社解体にともない払い下げられて個人のものとなったが、農作業の請負は当時は収入が少なく、誰もやりたがらなかったという。1986年には、はじめて新しい農業機械（中古ブルドーザー等）を購入し、西崗村周辺、鄭州市西部の各村民小組の依頼による農作業請負を雇用労働者によって開始した。農作業は面積あたりで委託料が決められており、小組内の農作業だけでは収入が少なかったためである。当時、鄭州市周辺ではかつての煉瓦製造地を耕地に復旧する作業が盛んに行われていたという。しかし、この頃の仕事の9割方は后倉村内のものであった。1990年頃になると農作業の時期的ズレを利用し、鄭州市東部の農作業も請け負うようになった。また1990年下旬からは、中原区石佛郷の「高新技术産業開発区」の建設開始をきっかけとして土木作業請負にも進出した。作業請負料は、農作業の場合も面積あたり倍増してきたが、土木作業は時間当たり3倍以上に増加してきており、現在では土木作業を主として請け負っている。9人の雇用労働者は全員R氏の自宅での住み込み食事付きで、賃金は1人約300元/月、鄭州市以外からの流動人口である。1994年の収益はおよそ1万元であったが、1995年は3万元以上を見込んでいるという。R氏は、口糧田のみでなく、後述する口糧田と同様の利用方法が採られている経済田の農作業も請け負っているため、后倉村内の農作業を年間のべ300亩程度行い、村民委員会から10～20元/亩の委託料を受け取っている。しかし、この収益は、土木作業に比べると少ない。かつての生産隊——村民小組が現在の事業の基礎を与えてくれたので村民小組の仕事は必ず引き受けることにしているという。つまり、一種の恩返しのようなものだと説明しているのである。

第4表 后倉村における土地

制度区分	これまでの経緯	現在の土地利用	利用者の範囲
口糧田 ①	従来からの口糧田	玉米	全住民
” ②	従来からの口糧田	玉米	全住民
” ③	従来からの口糧田	玉米	全住民
経済田 あ	一部転用のため口糧田から転換	玉米・胡麻	以前の利用者
” い	社宅建設のため口糧田から転換	胡麻	以前の利用者
” う	従来からの果園地	玉米・胡麻・果樹	希望者
” え	果園及び煉瓦製造中止による廃棄地	玉米・果樹・野菜・胡麻	希望者
” お	従来からの果園を請負地に転換	養殖池（鯉）	希望者
菜園	従来からの菜園	野菜・花生・胡麻	全住民
経済地 I	口糧田から転換	養鶏場・工場	希望者
” II	従来からの工場	工場	希望者
宅地 A	従来からの宅地	宅地	希望者
” B	口荒地から宅地化	宅地	希望者
共同地	共同打谷場。脱穀・乾燥場として利用	荒地・気孔研究所	全住民
荒地	堰建設による侵食	荒地・野菜	耕作した者

資料：聞き取り調査により作成。

第5表 農機戸（R氏）の資本装備及び事業展開

年次	本装備追加	備考	事業展開
1979	播種・収穫機	生産隊からの払い下げ	后倉村内の作業請負のみ
1986	ブルドーザー①（75馬力）		市西部他村の請負開始
1988	” ②（60馬力）		
1989	” ③（70馬力）	ブルドーザー①廃棄	
1990	収穫機①（95馬力）	小組仲介による銀行借入金	市東部の請負、土木請負開始
1993	収穫機②2台（95馬力）	ブルドーザー②廃棄	
1995	ブルドーザー④2台（70馬力）	収穫機②2台廃棄	

資料：聞き取りによる。

R氏の請負による大型機械での農業生産を前提としているため、口糧田の景観は非常に均一的に整備されている。条は南北方向約200mで、1m間隔で並んでおり（写真1）、各農家には人口1人当たり0.4亩を基準に配分されている。耕地片は「西から数えて何条目から何本分」というように各農家へ

## 制度区分による土地利用状況

利 用 規 定			備 考
分 配 方 法	利 用 期 間	面 積 の 上 限	
人口割・世帯毎	不定	—	取水地提供による換地を含む。
人口割・世帯毎	不定	—	
人口割・世帯毎	不定	—	
人口割・世帯毎	不定	—	経済田あり、経済地Ⅰ設置のため。
人口割・世帯毎	不定	—	
特になし	1988-2002年	なし	
特になし	1988-2002年	なし	
特になし	1987-1996年	なし	
人口割・世帯毎	毎年割替	なし	
特になし	15年	なし	1994年より、入札から人口割配分に。
特になし	15年	なし	
特になし	不定	0.4 亩まで	新規の場合は宅地Bに準ずる。 1987年の土地法以降、市が決定。
特になし	不定	0.25 亩まで	
不明	不明	なし	
特になし	なし	なし	



写真1 口糧田の景観（玉米）  
口糧田②の北端から集落方向を望む。

の配分箇所が特定されるが、耕地管理、農作業ともにひとまとめに行われるため、実質的な意味を失っている。すなわち、口糧田は農家に配分されているものの、事実上、村民小組である后倉村を単位とした集団経営がなされているといえる。

また、村民小組は農民から口糧田に係る諸公課、耕作経費を徴収しておらず、その費用は西崗村の地域経済組織である西城実業集团公司によって負担されている。このことから口糧田では、西崗村内の他の各村民小組でも同様の耕作方法が採られているものと考えられる。したがって、西崗村内では、口糧田における農業生産について、農民はほとんど農作業を行わないばかりか、水利使用料を支払うのみで収穫の配分を受けることができるのである<sup>28)</sup>。一般的に口糧田の配分は生活保障の意味を持っているとされるが、ここでは個人企業の大型機械による作業請負によって農家は労働負担から解放されており、口糧田での農作業に従事していた労働力が工業をはじめとする兼業に転出することを容易にする基礎条件となっている。

### c. 承包地 —— 経済田及び経済地

経済田は基本的に耕地及びそれに類する利用がなされる箇所であり、経済地は工場用地などに利用されている。しかし、鯉を中心とする魚の養殖池は経済田であるが、養鶏場は経済地となっているなど、わが国の産業分類概念による区分とは異なっており、土地への建築物の付随いかんによる区分とみられる<sup>29)</sup>。いずれにせよ経済田と経済地は承包地である点で共通しているため、ここでは両者を承包地として一括して扱う<sup>30)</sup>。

口糧田が均一的な景観であるのに対し、経済田の景観は多様であり、第6図に示したように、

- 「あ」 —— 口糧田とほとんど変わらないもの、
- 「い」 —— 粗放的作物として胡麻が作付けされているもの、
- 「う」 —— 果園地、

「え」——各種混在するもの、

「お」——養殖池

がある。

「あ」と「い」は、従来、口糧田として利用されていたところである。「あ」は、養鶏場建設のために口糧田の一部が「経済地 I」に転換されたことによって、農家への口糧田の配分に不均衡が生じた結果、耕地配分を調整するために経済田となったものである。R 氏の農作業請負によって口糧田と同様に耕作されており、実質的には口糧田といえる。「い」は遠方から単身で村民小組内の企業に就業する人々のための社宅建設用地として、口糧田を転用することとなっていたところである。しかし、「農田保護条例」（後述）によって土地転用が規制され、一定の期限まで耕地のまま維持することが義務づけられているため、粗放的な利用がなされている。いずれも都市的土地利用への転用圧力に対し、村民小組内での土地利用制度の調整によって対応している例といえよう。

一方、「う」「え」「お」は、契約による耕地の承包がなされている例であり、いずれも非灌漑地である。耕地としては土地条件の脆弱な箇所であり、果樹、養殖池などとして利用されている。ここでは専業農家による一種の規模経営の試みがなされているともいえるであろう。ただし、「え」については、村内在住者が土地を請け負って果樹園経営を行っていたところであるが、承包者が村内の企業に職を得たため、北側と西側の 30 亩を他県（慰氏県）からの流入者に転包している。流入者らは、もとの煉瓦竈に居住しながら、自給用の穀物、油糧作物、野菜などと販売用の果樹を組み合わせ作付けしている。

経済地は、ここでは養鶏場と工場として利用されている。前者——「I」は口糧田から転換されたものであり、口糧田の配分に影響を与えた。以前は西流湖沿岸の現在の荒地の場所に立地していたが、排水を処理せずに西流湖に流すことができなくなったため、現在の場所に移転させられたということ

である。後者——「II」は従来から工場用地であったところと荒地から転用されたところを含んでいるが、荒地の利用にはほとんど規制がないため（後述）、経済地の純増といえる。前者はいくつかの家族経営体の集まりであるが、市場志向の農家経営の事例といえよう。また、後者によって、近隣に農家兼業の機会が創出された影響も重要である。

このような土地の承包契約は西城実業集团公司と承包農家との間で行われる。契約内容は、先述の「あ」については契約書類が存在しない。以前の口糧田の利用状態から契約が継続しているとみなされ、便宜的な措置が採られているものとみられる。そのほかについては、村民小組内の希望者は誰でも入札に参加することができ、契約期間は基本的には15年である。これは「1984年農村工作に関する通知」<sup>31)</sup>を受けたものであろう。経済田「お」のみ10年であるのは、口糧田に転換することが決まっているためである。

承包額についてみると、経済地と経済田とでは非常に大きな差異がある（第6表）。単位面積あたりでは、経済田は非常に安価であるのに対し、経済地に含まれる養鶏場の場合は高額である。また、工場用地の場合も同様である。この差は、経済田が居住地や道路から遠方に位置する非灌漑地であることと、経済地のように耕地に非農業建設を行った場合には、占用税が徴収されるためであると考えられる<sup>32)</sup>。

いずれにしても調査時点の後倉村においては、農民の土地承包契約によって、年額にして4万2100元が村民委員会の収入となっている（第7表）。このような村民小組毎の土地利用調整に基づく承包地の土地承包契約が村民委員会の財政基盤となっているのである。

#### d. 菜 園

菜園は全体で約40亩であり、主に自給用の野菜、油糧作物などが作付けされている。調査をした1995年から農家人口1人あたり0.48亩ずつ農家毎に配分されるようになった。それ以前は30戸の農家に年額80元/亩で承包

第6表 后倉村における土地承包契約

制度区分	用途	面積 (亩)	賃料 (元)	単価 (元/亩/年)	契約 年月	契約期間 (年)	備考	
経済地 I	養鶏場	5	5,000	1,000	1993.6	15		
" "	養鶏場	3.5	3,500	1,000	1993.6	15		
" "	養鶏場	4	4,000	1,000	1993.6	15		
" "	養鶏場	2	2,000	1,000	1993.6	15		
" "	養鶏場	4	4,000	1,000	1993.6	15		
" "	養鶏場	4	4,000	1,000	1993.6	15		
経済地 II	工場等	—	9,000	—	—	—	面積等不明	
経済田 う	果園	30	1,500 3,000 4,500	50.00 100.00 150.00	1988.1 1993.1 1988.1	5 5 5	} 15年契約	
経済田 え	煉瓦竈	20	0 400 500 600	0.00 20.00 25.00 30.00	1988.1 1989.1 1993.1 1988.1	1 4 5 5		} 15年契約 周辺荒地を含む
経済田 お	果園	38	2,300 2,800 3,100	60.53 73.68 81.58	1987.1 1988.1 1989.1	1 1 8		
そのほか 石佛郷飛地	取水地	10	4,000	400	1993.1	—	} 10年契約 果樹・生産設備 を含む	

資料：「経済地 II」及び「石佛郷飛地」は聞き取りによる。そのほかの項目は西城実業集团公司の土地承包契約書類による。

注1) 契約年月は将来の更新予定を含む。

2) 経済田は一定年度毎に承包額が変わる契約となっている。

第7表 后倉村の土地収入

(単位：元)

年次	種別		
	耕地	工場	取水地
1987年	2,300	—	—
1988年	4,300	—	—
1989～1992年	5,000	—	—
1993～現在	29,100	9,000	4,000

資料：表6に同じ。



写真2 菜園の景観

菜園西端から。奥に見えるのは火力発電所。

させていた。かつての承包農家に対する聞き取りによれば、兼業機会が限られていた時期には菜園経営が現金収入源となっていたが、男性労働力ばかりでなく、内職や近隣の工場操業によって女性労働力の就業化が進むにつれ、菜園経営の負担が大きくなっていったという。実際、菜園の承包農家の決定方法が入札ではなく割当であったというのも、近年は広い面積の承包を希望する農家が減っていたためであった。その一方で、一般農家の間で野菜栽培指向が高まっていたため、従来の承包から全農家への配分がなされることになったという。

その結果、菜園では、各農家毎に自給的性格の強い野菜栽培が行われるようになり、小地片毎に区切られたパッチワークのような景観が広がっている(写真2)。主たる労働力が兼業に吸収されているため、菜園の管理を主にに行っているのは高齢者または兼業機会のない主婦労働力である。菜園の管理にあたる労働力が不在の農家では、個別農家間の関係に基づく小規模な転包を行っている事例も確認された。一方で、低所得層に対する聞き取りでは、

菜園からの収穫を現金収入源としている事例もみられた。菜園の細分化・人口割による全戸配分は、兼業機会を得ることが困難な低所得層による要求によって、彼らに対する生活保障的側面の強い措置として実施されたと考えられる。

e. その他

そのほかに制度的には居民地（宅地）、荒地、共同打谷場（脱穀、乾燥場）などがある。このうち、居民地には、鄭州市政府による一定の規制基準が存在し、1世帯当たり0.2~0.25 亩となっている。また、后倉村では希望者が荒地を利用できる。西流湖沿岸の低地であり、わずかな増水でも年に2~3回は浸水するために恒常的な利用はなされておらず、わずかに大根など野菜類が作付けされている。共同打谷場は収穫した麦などを乾燥、脱穀する共同利用地である。これらの作業の機械化によってあまり利用されなくなっており、近年はもっぱら機械倉庫、農薬置き場として利用されてきた。現在ではこうした用途も失われており、空き倉庫となっているが、敷地の一部には、民間の「気孔研究所」が建設されている。

(4) ま と め — 近郊農村における土地利用変化と転用 —

鄭州市近郊農村—中原区西崗村第7村民小組后倉村における土地利用変化と土地制度の調査結果の含意について、次のように要約することができるであろう。すなわち、生産請負制の導入によって、農民たちは耕地における作物の選択と同様に、より高い収入の得られる就業を選択することができるようになったが、当初はその機会も限られていた。しかし、1980年代後半以降、鄭州市市街地に近接する村内では工業の操業が開始される条件が整い、建設路に出やすいところに工場が建設されるようになった。他方で、規模経営を志向する営農意欲の高い農家もその頃には存在し、経済田、経済地

といった土地制度に基づいて、非灌漑地や菜園の承包経営、養鶏などが行われるようになった。これらは1980年代半ばのほぼ同時期に始まった事象である。

他方で水利が整備され、かつその管理が鎮に集中することによって、また個人企業による口糧田での農作業請負の全面的展開によって、口糧田に関する農業労働負担から農民は解放され、増加する兼業機会に対応していくこととなった。経済田や菜園を承包していた農家も、有利な兼業機会の増大とともに次第に兼業に傾斜し、経済田が村外者に転包されたり、菜園の人口割での分配がなされるようになったと考えられる。

こうした土地制度の運用は、改革・開放下での生産請負制の導入に対応し、村内の個別経営の発展を促進する側面を持っていた。経済田や経済地の利用は、こうした側面を一層推し進めるものであったといえよう。しかし、土地制度の運用は農家全体の生活を保障しようとする機能をも強く持っていた。例えば、一定面積の口糧田の維持や菜園の人口割への転換には、兼業機会が増加する中でも就業機会の得られない農家に対する生活保障的な意味が含まれていたのである。また、土地請負費は、地域経済組織である西城実業集団会社の収入となり、口糧田に係る経費を会社が負担するかたちで農民一般に還元されていた。

このようにかつての生産隊——現在の村民小組単位での土地制度の運用はふたつの側面を持っていた。すなわち、村内の個別経営の発展を促進する側面と村内農民の生活を保障する側面である。したがって、集団内の所得水準の低い農民に対する生活保障を可能とする範囲で耕地を維持しようとする機能が土地制度にはあり、ある程度の耕地転用抑制機能が存在すると考えられる。

しかし、実際に耕地転用を規制しているのは、むしろ外部的な条件によるものである。まず、土地管理法による国家的な土地利用規制が存在する。これは省・市レベルでの人口増や食糧需給関係の2000年、2010年、2020年の

年限毎の長期見通しに基づき耕地の保護面積を決定し、県・区レベル及び鎮・郷毎の割当を決め、行政村が実施箇所を決定し、市または省が認可するものである。鄭州市では1993年の「鄭州市農田保護条例」に基づいて1995年から農地転用に対する措置が実施されている。具体的には各農地に対し、3年、5年、10年の転用規制期間が設定されるに至っている<sup>33)</sup>。その結果として、后倉村の農地にも3年または5年の保護期間が設定されている。先に述べた、后倉村において口糧田が経済田に転換されながら、転用されずに粗放的利用がなされているのはこのためであった。転用圧力が法的に規制されている事例といえよう。

さらに、本事例は大都市近郊農村における集団化とは異なる方法での経営統一が、個人企業による地域農業支援サービスと集団内部の土地制度が結びつくかたちで成立している事例でもある。こうした事例の一般性については今後の事例研究の蓄積が必要であるが、人口流動ばかりでなく、土地転用に対しても柔軟な対応が可能な点など、変動の大きい近郊農村の対応を示しているといえるであろう。

〔注〕

- 1) 座間紘一「中国農村改革の現段階」、季刊中国 15, 1988。
- 2) 農水省農村協同組合研究課題班訳「1990年の農村土地請負経営制と協同組合について」(抄訳、日中経済協会『1991年の中国農業』, 1992所収, 245-261頁), 245頁。中国農村問題 8/9号, 1991に掲載された論文の抄訳。1990年はじめの、チベットを除く29省・自治区直轄市の205県, 5389村を対象とする調査の概要である。
- 3) 川村嘉夫「家族経営の展開と当面する課題」(阪本楠彦・川村嘉夫編『中国農村の改革——家族経営と農産物流通』, アジア経済研究所, 1988所収, 39-73頁), 45頁。数値の原典は、楊員力・刘家端『中国農村改革の道路』, 1987, 121頁(未見)。
- 4) 佐藤 宏「中国の『改革・開放』と農村問題」, 一橋論叢 114-4, 1996。ただし、この傾向は1988年「村民委員会組織法」以降の1990年代になってから顕著になったとされる。また、村民委員会は法的には農民の自治組織であり、厳密には行政組織に準ずる性格のものである。

- 5) ① 前掲 3) 64 頁, ② 武藤軍一郎「畑作農業の展開と構造変化」(宮島昭二郎編『現代中国農業の構造変貌』,九州大学出版,1993所収,95-117頁),105頁。農外収入依存が高まることにより国家に販売する農産品が不足し,集団は必要とする資金を確保できないために競争入札が導入されたとする山西省の例を示している。中共山西省委农村政策研究室編『怎样完善土地承包制』,山西人民出版社,1989(未見)の調査事例に基づいている。③ 杜進「中国土地制度改革:課題と制約」(石原享一編『中国経済の多重構造』,アジア経済研究所,1991,125-149頁),149頁。実際には均等配分の場合に,農村幹部が農家供出を徴収することが煩雑であるところが大きいという説を紹介している。原拠資料は,紀永茂「“双田制”是土地集中长过程中一种可行的过渡形式」,中国农村经济 11月号,1989(未見)。
- 6) 前掲 2) 245 頁。1988 年時点で 21.5% 程度であったので,一定の進展はあるといえる。
- 7) 中兼和津次「1980 年代中国農業停滯の構造——いわゆる『農業徘徊』の意味を考える」(『改革・開放時代の中国——現代中国論 2』,日本国際問題研究所,1991所収 158-190 頁),170-179 頁。
- 8) 田島俊雄「華北大規模畑作経営の存立条件 (I)」,アジア経済 36-6,1993。
- 9) ① 田島俊雄「華北大規模畑作経営の存立条件 (II)」,アジア経済 36-7,1993,② 菅沼圭輔「中国における『食糧大規模経営』——北京市順義県の集団農場の事例研究」,農業経済研究 61-2,1989。
- 10) 座間紘一「中国農業の家族経営と土地問題」,山口経済学雑誌 38-3/4,1989。
- 11) 以下,中国国内の農村研究の動向については,近年の『中国农村经济』誌の掲載論文を参考にした。ここでは,① 朱有志・向国成「中国农地制度变迁的历史启示」,中国农村经济 147,1997,② 王西玉「农村改革与农地制度变迁」,中国农村经济 165,1998,③ 国鲁来「经济体制改革以来我国农村集体所有制结构的变革」,中国农村经济 159,1998。
- 12) 前掲 11) ①。
- 13) 前掲 11) ②。
- 14) 王西玉「在家庭经营基础上深化农地制度改革」,中国农村经济 169,1999。
- 15) 钱忠好「关于中国农村土地市场问题的研究」,中国农村经济 169,1999。
- 16) 陕西省宝鸡市委调查组「稳定土地承包政策保证农村社会经济持续发展」中国农村经济 169,1999。人口による土地配分にとまなう細分化・分散化の問題以外にも,住民の居住歴による差別を土地配分に反映させないことや,農村に居住する非農民に対する生活保障の問題,養子,大学進学者,前科者に対する土地配分の規律化の問題等が採り上げられている。
- 17) ① 菅沼圭輔「農地利用権の分配と農業生産力構造」(中兼和津次編『改革以後の

- 中国農村社会と経済——日中共同調査による実態分析』筑波書房、1997 所収、98-129 頁），99 頁，② 前掲 2）262 頁でも、1989 年以降、農業生産の前後方連関の協同化が強調されてきたことを指摘している。
- 18) 前掲 6)。
- 19) 大島一二「中国農村における土地利用形態の変化に関するケーススタディ——江蘇省農村工業発展地域の事例を中心として」アジア経済 28-1, 1987。
- 20) ① 今村奈良臣・菅沼圭輔・杜毅「中国における小規模農家の存立・発展の構造——北京市順義縣趙古営村集団農場の典型事例分析」（『NIRA 研究叢書 日本及び中国における小規模農家の存立・発展に関する研究』No.890050, 総合研究開発機構, 1989 所収, 67-111 頁），② 山内良一「中国農業近代化過程における生産請負制の再編」, 熊本商大論集 39-2, 1993。また、前掲 9) ① ② も代表的な研究事例である。
- 21) 田島俊雄『中国農業の構造と変動』, 御茶の水書房, 1996, 307-359 頁。
- 22) 朱雁・伊藤忠雄「中国東北方における家族農業経営の多様化」, 農業経営研究 32-4, 1995。
- 23) 張安明「中国における 80 年代初期の農地請負権配分——安徽省農村地域の実態分析を中心に」, 農業経済研究 68-3, 1996。
- 24) 大島一二「中国における農家経済の変容と兼業の深化——農村工業化地域の事例調査を中心に」, 農村研究 73, 1991。
- 25) 前掲 17) ①。
- 26) その位置づけについては農村土地に関わる法, 制度によって異なっており, 明確にされていないとされる。日中経済協会『1990 年の中国農業』, 1991, 158-159 頁。
- 27) この点, 鄭州市の北, 約 170 km にある太行山麓にある鶴壁市浚県大来店郷では, 1989 年に両田制が始まっている（張民堂主編『農村改革与探索』河南人民出版社, 1991 年, 17 頁）。また, 前掲 17) ①では, 鄭州市東方約 180 km の商丘県では 1978~1979 年に生産責任制が導入されたが, 口糧田は設けられていないという。
- 28) 1995 年にはそれも西城実業集団会社の負担となった。
- 29) ただし, しばしばビニールハウスに比せられる中国の大棚は, 煉瓦建ての建築物に類するものであるが, 経済田である。
- 30) ここでは農作業の請負と区別するために, 契約に基づく土地経営の請負を承包とする。
- 31) 「中共中央关于 1984 年农村工作的通知」。3~5 年とされていた請負期間を一般に 15 年以上, 果樹, 荒地については, さらに長くすることを定め, 農民の土地への投資を喚起し, 特定農家への耕地集中促進を図る内容である。詳細については,

- ① 木間正道『現代中国の法と民主主義』，勁草書房，120頁，② 前掲10)，77-78頁。
- 32) 1987年「中华人民共和国耕地占用税暂行条例」による。
- 33) 以前にも土地転用には，市または省（100 亩以上），国务院（1000 亩以上）の許可が必要であったが，現存する農地に対する転用予防的規制はみられなかった。